

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	121,635 千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	2,014,666 千円

（単位：千円）

事	業	名	経	費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 （社会保障財源分）	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	153,454	1,546	0	38,232	11,313	102,363		
	障害者福祉事業	337,382	224,450	0	3,662	10,874	98,396		
	児童福祉事業	503,215	259,302	18,000	56,482	16,861	152,570		
	母子福祉事業	24,293	5,062	0	0	1,914	17,317		
	小計	1,018,344	490,360	18,000	98,376	40,962	370,646		
社会保険	介護保険事業	280,598	22,203	0	0	25,714	232,681		
	国民健康保険事業	133,345	70,575	0	0	6,247	56,523		
	後期高齢者医療事業	283,827	49,988	0	0	23,271	210,568		
	小計	697,770	142,766	0	0	55,232	499,772		
保健衛生	健康増進事業	2,624	774	0	31	181	1,638		
	病院事業	217,141	0	8,700	15,954	19,155	173,332		
	疾病予防事業	56,917	3,088	0	4,405	4,918	44,506		
	医療提供体制確保事業	21,870	475	0	9,460	1,188	10,747		
	小計	298,552	4,337	8,700	29,850	25,442	230,223		
合	計	2,014,666	637,463	26,700	128,226	121,636	1,100,641		

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。